

(回答書様式)

団体名：霧島市役所

回答日：令和8年3月16日

○ 未利用国有地等の概要	
所在地	鹿児島県霧島市隼人町真孝字東真孝169番3
数量	8466.59㎡
○ 上記未利用国有地等が所在する地域の整備計画や環境保全等にかかる意見	
意見	<input type="checkbox"/> 無し
	<input checked="" type="checkbox"/> 有り (内容) 当該地（指定地域内）において、特定施設を設置する場合は、その特定施設の設置の工事の開始の30日前までに、また、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、特定建設作業の開始の日の7日前までに、環境衛生課に届け出が必要です。 【隼人町真孝169番3】 (騒音規制区域区分) ・特定工場において発生する騒音規制に関する基準：第2種区域 ・特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準：第1号区域 (振動規制区域区分) ・特定工場において発生する振動規制に関する基準：第1種区域 ・特定建設作業に伴って発生する振動規制に関する基準：第1号区域 詳細は下記 URL から、県のホームページ内容をご確認ください。 (騒音) https://www.pref.kagoshima.jp/ad05/kurashi-kankyo/kankyo/taikisouon/soonakusyu/souon/souon_hou.html (振動) https://www.pref.kagoshima.jp/ad05/kurashi-kankyo/kankyo/taikisouon/soonakusyu/souon/shindo_hou.html